

○結核予防法第二十九条第一項の規定に 基づく入所命令等に関する取扱基準に ついて

平成十七年三月八日 健感発第〇三〇八〇〇
二号
各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部
(局)長宛 厚生労働省健康局結核感染症課長
通知

結核予防法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十三号）の施行に伴い、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定に基づく入所命令（以下単に「入所命令」という。）、法に基づく公費負担医療に係る国庫負担金の取扱い等については、別紙「結核予防法第二十九条第一項の規定に基づく入所命令等に関する取扱基準」により取り扱うべきこととしたので、その適正な運用を図りたい。

本通知は、平成十七年四月一日から適用する。

なお、本通知（法第二十九条第一項及び第二項に係る部分に限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の九第一項に規定する都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準とする。

別紙

結核予防法第二十九条第一項の規定に基づく入所命令等に関する取扱基準

第一 入所命令の要件

都道府県知事は、法第二十九条第一項の規定に基づき、法第二十二条第一項の規定に基づく届出のあった結核患者（以下単に「結核患者」という。）がその同居者に結核を伝染させるおそれがある場合において、これを避けるため必要があると認めるときは、当該結核患者又はその保護者に対し、期間を定めて、結核療養所（結核患者を収容する施設を有する病院を含む。以下同じ。）に入所し、又は入所させることを命ずることができる。この「同居者に結核を伝染させるおそれ」とは、二週間以内に喀痰結核菌塗抹陽性の所見が得られた肺結核その他の呼吸器結核の患者が当該患者の居住環境等から総合的に判断して同居者に結核を感染させるおそれが現にある場合であること。

なお、入所命令は、即時強制及び間接強制によってその実現を担保しないものであるが、行政処分によつて入所を命ずるものであり、居住の自由等の結核患者の基本的人権を制約する行為であるので、その発動には適正を期すること。

第二 適正手続

都道府県知事は、入所命令を行うに当たっては、次に掲げる手続をとること。

1 入所命令は、行政手続法（平成五年法律第八十八

号) 第二条第四号に規定する不利益処分に該当するため、入所命令の名あて人となるべき結核患者又はその保護者について、同法第三章第三節に定めるところにより弁明の機会を付与しなければならないこと。

2 法第二十九条第二項において準用する法第二十八条第二項の規定に基づき、あらかじめ結核の診査に関する協議会(以下「協議会」という。)の意見を聴くこと。この場合において、協議会の審議は、出席委員の過半数を医師とし、かつ、医療以外の学識経験を有する者たる委員が出席して、合議したものでなければならないこと。

3 協議会の意見及び結核患者又はその保護者の弁明を十分参酌し、予定される入所命令が法及び関係法令の規定並びに本取扱基準に適合しているか十分審査の上、入所命令の決定をするものであること。

4 入所命令の決定をしたときは、名あて人となる結核患者又はその保護者に対し、入所命令の理由、入所期間(六月以内の確定した期間であつて、従前の事例等における第三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当するまでの期間を参考として必要最小限度のものとする。)、入所に係る結核療養所その他必要と認める事項を記載した書面により通知すること。

と。この場合においては、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第五十七条第一項本文に規定する教示及び行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)第四十六条第一項に規定する教示をしなければならないこと。

なお、当該結核患者又はその保護者が入所を申し込み、現に入所し、又は入所させるか否かは任意であることに留意の上、十分な説明に基づく同意を得た場合に限り入所し、又は入所させるものであること。

5 4で通知した入所期間を延長して入所命令の名あて人である結核患者又はその保護者に対し、結核療養所に入所し、又は入所させることを命ずる必要があると認めるときは、入所期間の延長の必要性を当該結核患者又はその保護者に十分説明した上で、1から4までに定めるところに準じ、延長に係る入所期間(六月以内の確定した期間であつて、従前の事例等における第三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当するまでの期間を参考として必要最小限度のものとする。))を定めて入所命令を行うことができること。当該延長に係る入所期間の経過後、必要やむを得ない理由によりこれを更に延長しようとするときも、同様とすること。

第三 入所命令の取消しの要件

1 都道府県知事は、次のいずれかに該当する場合は、職権により入所命令を取り消す（講学上の撤回）ことと。

(1) 入所命令に係る結核患者に対し、薬剤感受性を考慮した適切な治療を行い、喀痰検査結果の陰性化その他の検査所見に基づき総合的な評価により感染性が消失したと認められる場合

(2) 入所命令に係る結核患者に対し、二週間に一回喀痰塗抹又は培養による結核菌検査を行い、連続して二回陰性であることが確認された場合

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、第一に定める入所命令の要件に該当しなくなった場合

2 1により入所命令を取り消した場合は、医療機関と保健所との連携を図る等入所命令の取消し後の治療支援体制の確保に努めること。

3 入所命令に係る結核患者に対する検査の結果、当該結核患者の診断に係る疾患の原因となっている病原体等が非定型抗酸菌（非結核性抗酸菌）その他の非結核性のものであることが判明した場合は、法の適用はなく、入所命令は無効と解されるものであるが、入念的に遡及して入所命令を取り消す（講学上の取消し）こと。当初から第一に定める入所命令の

要件に該当しないことが事後に判明した場合も、同様とすること。

第四 公費負担医療の取扱い

入所命令に係る結核患者に対する医療については、法及び関係法令の規定並びに本取扱基準に適合した入所命令が有効である期間における医療に係るものに限る。法第三十五条第一項の規定に基づく医療及び法第五十六条の二第一項の規定に基づく国庫による費用負担の対象となるので留意のこと。

第五 結核患者の人権の保護への配慮

入所命令に当たっては、結核患者の権利の制約がより少ない治療方法がないことを確認した上で、必要最小限度のものとし、公費負担による医療が行われることを理由として入所命令の決定がされ、又は入所命令に係る入所期間が長期にわたることのないようにすること。また、結核患者の人権が損なわれることのないように十分な注意を払うとともに、その家族その他の関係者に対し、結核に関する正しい知識を持つよう十分な説明、情報提供等を行うこと。